

回 答 書

業務名：平成26年度静岡県立総合病院（仮称）サーバー棟新築工事

	質問事項	回答
1	<p>（現場説明書 その他事項7） 官公庁申請資料について適切におこなうとあり、建築確認の再申請が必要になった場合とありますが、確認申請は確認済証まで降りているのでしょうか。 確認済証まで降下済みで再申請となる場合の施主、設計者、工事監理者の名義をご教示願います。</p>	<p>現在、確認の申請中であり、工事契約日までに、確認済証の交付を受ける予定です。 確認の再申請名義は、以下のとおりです。</p> <p>施主：地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院 院長 田中 一成 設計者：榎横河建築設計事務所 工事監理者：未定</p>
2	<p>（図面全般） 軽量鉄骨造の建物の場合、各メーカーにより寸法及び仕様が異なることがありますが、その際は同等品以上であれば変更可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
3	<p>（現場説明書 その他事項1、2、3） 監督員事務所を設置しますが、設置する場所をご教示願います。 また、請負者の事務所を病院敷地内に設置できないとのことですが、作業員の休憩場所及び現場代理人の事務所は、作業員の安全管理、工程管理や品質管理等現場を適正に管理する上で非常に重要であると考えますので建設現場に設置できるようご配慮願います。</p>	<p>仮設建物等は、仮囲い内又は病院敷地外に設置してください。</p>
4	<p>（現場説明書 その他事項5（12）） 仮設ゲートについて、本工事完成後引続き、今後発注予定のカルテ庫新築工事請負業者に使用させるとありますが、建設時期は全く一緒にならないと考えてよろしいでしょうか。その場合、カルテ庫の建設予定地は、資材置き場等で利用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>各工事の予定工期限等は、次のとおりです。</p> <p>本工事 入札日 平成26年10月15日 工期限 平成27年2月27日</p> <p>カルテ庫棟新築工事 入札日 平成26年10月23日 工期限 平成27年4月28日</p> <p>カルテ庫棟の建設予定地を資材置き場等で利用する場合は、当該請負者の承諾が必要です。</p>
5	<p>（矩計図・設計図） 矩計図・設計図を見る限り、床の土間にワイヤーメッシュもしくは配筋が入っていませんが、将来的に土間コンが割れる恐れがありますが、割れた際の保障は別と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>建築物外部の土間及びスロープは、別途工事です。</p>
6	<p>（設計書 共通仮設） 敷き鉄板 206か所の内容について 大きさ1.5m×3.0m t=22 206枚と考えると、954㎡程度となりますが、敷き鉄板の布設範囲をご指示下さい。</p>	<p>以下のとおり訂正します。</p> <p>誤：206か所 正：206㎡</p>
7	<p>（設計書 共通仮設） 敷き鉄板はカルテ庫棟工事に関わりなく、本工事の工事工程により撤去出来ると考えてよろしいですか、ご指示下さい。</p>	<p>そのとおりです。</p>

8	<p>(土工事)</p> <p>現場発生土埋戻し、及び、処理について埋戻し土は根伐土流用となっています、カルテ庫棟計画地に仮置きが出来ると考えてよろしいですか。また、残土場内堆積もこの場所によろしいですか、ご指示下さい。</p>	<p>埋戻し土はサーバー棟仮囲い内に仮置きしてください。</p> <p>残土場内堆積もサーバー棟敷地内で行ってください。</p> <p>カルテ庫棟の建設予定地を利用する場合は、当該請負者の承諾が必要です。</p>
9	<p>(建築確認申請)</p> <p>建築確認申請はすでに確認済が下りていて落札業者が申請業務を行う事は無いという事によろしいですか？</p>	<p>現在、確認の申請中であり、工事契約日までに、確認済証の交付を受ける予定です。落札業者が確認申請業務を行う必要はありません。</p>
10	<p>(質疑応答期間)</p> <p>質疑書提出の期限が10月6日の15:00ですが、現場説明が8日です。</p> <p>現場説明を受け、現場の状況を確認した後の質疑応答は受付けて頂けますでしょうか？</p> <p>受付けて頂いた場合の回答日は10日(金)中によろしいでしょうか？</p>	<p>質問書の提出期限は、10月6日の15時までであり、それ以降の質疑は受け付けません。</p>
11	<p>(建物寸法、仕様について(図面 A-12、13、14))</p> <p>建物の寸法(1スパン1,800mm)、仕様(外壁 GRC パネル等)は、全て図面通りにするという事によろしいでしょうか？</p>	<p>柱スパン・柱高さ及び部材寸法等は、参考寸法です。</p> <p>仕様(外壁 GRC パネル等)は、同等品以上とします。</p>